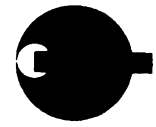


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○保安林の指定を解除する予定である旨の通知(森林保全課)	一	○右同	二
○道路の区域決定及び供用開始(道路維持課)	一	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	二
○右同	一	○都市計画事業の認可(都市計画課)	二
○道路の区域変更(道路維持課)	一		

告示

奈良県告示第二百一十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成十九年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 奈良市袖ノ川町八六の二、八九の二
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 農道用地とするため

奈良県告示第二百一十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次の

とおり決定し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
平成十九年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和郡山環状線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
2	大和郡山市小林町西二丁目一〇番から 大和郡山市小林町西三丁目一〇番先まで	二二・〇 〃 三三・〇	四五〇・〇	

- 四 供用開始の区間 道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始年月日 平成十九年九月二十五日

奈良県告示第二百一十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次の

とおり決定し、供用を開始する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
平成十九年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和郡山広陵線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
108	大和郡山市今国府町二七番九先から 大和郡山市額田部南町三八〇番一先まで	一九・六 〃 四七・四	二二〇二・八	

- 四 供用開始の区間 道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
- 五 供用開始年月日 平成十九年九月二十五日

奈良県告示第二百一十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
平成十九年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 奈良大和郡山斑鳩線
- 三 道路の区域

9	大和郡山市田中町三二七番一先から 大和郡山市田中町一八八番一先まで	後	前	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
		B	B	A	二・〇 七・〇	五二・五	
					四・八 三・九	二六二・四	大和郡山市へ移管

奈良県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和小泉停車場松尾寺線
- 三 道路の区域

1 2 3	大和郡山市山田町一八六番一先から 大和郡山市山田町八二八番一先まで	後	前	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
		B	B	A	三・〇 一〇・三	七二六・〇	
					六・七 三・四	五〇四・三	大和郡山市へ移管

奈良県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 筒井二階堂線
- 三 道路の区域

1 9 3	大和郡山市筒井町七二八番一先から 大和郡山市長安寺町四五番一先まで	後	前	区域変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
		B	B	A	二・六 一・〇	一三・四・七	大和郡山市へ移管
					一六・〇 三三・〇	二七〇・〇	

奈良県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、生駒市から大和郡市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県告示第二百十八号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成十九年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

天理市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業三・四・四〇三号 勾田樫本線

三 事業施行期間

平成十九年九月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

天理市勾田町字筑田、字落田及び字石橋並びに御経野町入地地内

(二) 使用の部分

なし

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。